

意見書案第 1 号

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

宗像市議会議長 花田 鷹人 様

提出者 宗像市議会議員 岩岡 良

賛成者 宗像市議会議員 笠井 香奈枝

提案理由

地方議会議員年金制度は、平成 23 年 6 月 1 日に廃止された。市町村合併がすすみ、議員数が減少したことにより、地方議会議員年金制度が破綻する見込みとなったことが、その最大の理由であるが、ここにきて、地方議員、特に若手議員のなり手がいないことを理由として、一度廃止された地方議会議員年金制度を復活させようとの動きがある。

しかしながら、今日の日本が置かれている現状を見渡せば、高齢化に伴う人口減少等の社会構造の変化により、税収減による行政サービスの低下、生活関連サービスの縮小、また地域公共交通の撤退・縮小等といった問題を引き起こしており、これらの問題に対応する財源確保のため、更なる行財政改革の必要性が求められている時である。

国民・市民に対する行政サービスにも痛みを伴う行財政改革を訴える立場にある議員に対し、公費を投入しての厚遇化は、税負担率も高くなり続ける国民を前に、説明がつかず、これを認めることはできない。

よって国におかれては、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度復活しないよう強く求めるもの。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書（案）

地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日に廃止された。

しかしながら、平成24年5月24日に第104回市議会議員共済会代表委員会において、廃止された地方議会議員年金に代わる新たな地方議会議員の年金として、市町村長や勤労者が加入する基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある公的年金制度への加入を求める決議がなされた。

また、平成28年7月及び平成29年8月には全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、同様の決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

議員年金制度は、廃止されたものの、元議員等の既存支給者への給付はこの先約50年続き、その公的負担累計総額は、約1兆1,400億円にもものぼる巨大な額となる。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれており、また今後より一層厳しい財源での行政運営が行われることを前提とすれば、ますます国民に負担を強いらざるを得ない状況になることが明白である以上、議員だけを特別扱いすることは許されない。地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、この制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要になり、到底国民の理解を得られるものではない。国民目線から遠くかけ離れた議長の決議・要望は許容できるものではない。

よって国におかれては、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度復活しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福岡県宗像市議会議長 花田 鷹人